

「緊急講演会 橋下市長に反論！吉見義明さん語る～「強制連行」はあった」報告

10/23 に日本軍「慰安婦」問題・関西ネット主催で行われました。人がいっぱい 145 人の参加者に膨れ上がりました。

まず、橋下大阪市長の発言に関する経過を主催者側が映像を交えて説明されました。

8/21 に橋下市長は「軍に暴行・脅迫を受けて連れてこられたという証拠はない」「韓国に証拠を出してもらいたい」、8/24 に「吉見さんという方ですか、強制連行の事実までは認められないと発言している」「河野談話は最悪」と被害者の証言を無視し、吉見義明さんの 20 年もの研究成果を否定する発言を繰り返しました。また、「重重 中国に残された朝鮮人元『慰安婦』の女性たち 『大阪ニコンサロン』写真展中止通告に対する緊急抗議写真展」に行くのかの質問に「日本の官憲が縄か何かで縛りながら暴行脅迫している写真があれば見に行く」という良心のある人間とは思えない発言をしました。

9/23「橋下市長！日本軍『慰安婦』問題の真実はこれです」という集会で被害者キムポットンハルモニが「証拠がないというけど、ここに証人が生きている」と証言。ここにも市長は現れず。

そして 10/23 のこの講演会にも出席を求めましたが、現れませんでした。講演会前に吉見さんと関西ネットが面談を申し込んだが、拒否。市職員が出てくる。そこで、吉見さんは「人格を否定された。発言の撤回と謝罪を求める」と抗議文を提出。

国際社会は強制かどうかを見ているのではない、「慰安婦」問題全体が問題だと見ていると新たに「慰安婦」問題全体と通じて犯罪があるのだと

河野談話

吉見義明さんの「強制連行と強制使役が問題の本質」と題した話。

1.最近の日本での否定的言質：橋下徹大阪市長の場合。

(a) 軍・官憲による、暴行・脅迫を用いた拉致(略取)があったかどうかに関心を限定。木も見ず、森も見ない議論。

(b) 慰安所経営での軍の責任を否定。公安委員会が風俗営業を管理するのと同様と「公的管理」だと、する。軍が主役であることを知らない議論。

(c) 「強制」の定義の矮小化。「本人の意思に反して行われた」行為(1993年の河野談話での定義)では廣すぎる、とする。朝鮮民主主義人民共和国の拉致でも警察の定義もこれだが、拉致を否定するの。

(d) 日本の公文書に書いてあるかどうかを問題にする。被害者証言、加害者証言、公文書といろいろあるが、日本の公文書だけが証拠だと言っている。犯罪を起こした側の日本の公文書を問題にしている。強盗するぞという文書を残すかどうかと同じ議論ではないだろうか。

.(a) について。 「日本軍『慰安婦』制度とはなにか」にも書いている
河野談話の前から明らかになっていることだ。

軍・官憲による暴行・脅迫を用いた連行は数多くあった。(中国・東南アジア・太平洋地域)

*スマラン事件：すくなくとも 24 名の少女を連行・使役(梶村太一郎ほか『「慰安婦」強制連行』金曜日・2008)

*オランダ政府報告書：他に 7 件のケースを列举(同上)

1.マゼラン。2.スマラン・フローレンス島(1940.4 憲兵・警察が 100 人拉致したうち 20 人移送)。3.シトボンド。4.ポンドウオン。5.マラン。6.ソロ(未遂)。7.パダン。(白人の被害者だけ上げられているが、それでもこれだけ被害者がいる。インドネシア人も入れたらどれだけの数になることか)

*中国山西省のケース・海南島のケース(裁判。石田米子・内田知行『黄土の村の性暴力』創土社・2004

など)

* フィリピンのケース (藤目ゆき『ある日本軍「慰安婦」の回想』岩波書店・1995 など)

マリアロレンスさん (初めてフィリピンで初めて名乗りを上げた方) の聞き取りした本
裁判では事実認定はされなかったが事実は挙がっている

* インドネシア人女性のケース。資料1

* 軍・官憲による誘拐 (中国: 極東国際裁判判決。中国は桂林での事例。

インドネシア: 元軍人・軍属などの回想 パレンバンで三菱石油の社員がバンカ島から誘拐と人身売買
を軍がしたと語り始めた)

朝鮮・台湾では、軍または総督府が業者を選定し、業者が誘拐や人身売買により連行することが行われて
いた。これも強制連行。

* 略取・誘拐・人身売買 (海外に連れて行く場合) は犯罪 (刑法第 226 条 当時の法律)。

刑法第 226 条 国外移送目的略取罪・国外移送目的誘拐罪・国外移送目的人身売買罪・国外移送罪
の存在。資料2

(他に民法第 90 条 (公序良俗違反 = 売買春によって借金を返させること)。国際法: 婦人及児童の売買
禁止に関する国際条約、強制労働に関する条約、奴隷条約、陸戦の法規慣例に関する条約などに違反。) 2005
年まで人身売買に寛容だった。国内では罪でなく海外へ連れて行くのが罪だった

* 軍・官憲が直接徴募するのではなく、業者 (= 女衞と呼ばれる人々) に行かせた。業者が集めると、誘
拐・人身売買となることは分かっていたはず。

* 証拠: 被害者の証言のほかに、米軍公文書資料3 誘拐・甘言・人身売買の事実が書かれている。

や軍人資料4 誘拐の事実が書かれている ・ 新聞記者資料5 などの証言がある。

一番重要

・ 再び (a) について。強制使役。軍慰安所制度は性奴隷制度であり、自由意思とはいえない。

「慰安婦における生活は、強制的な状況の下での痛ましいものであった」(河野談話)。

被害者の証言と数多くの軍人の証言が一致する。

誘拐・人身売買であることがわかって、犯人を逮捕せず、被害者を解放しなかった。資料4・

資料5 解放されていない、業者も逮捕されていない。これは犯罪前提のシステムだ

性奴隷制度であった。

公娼制も軍「慰安婦」制度もともに性奴隷制度だが、形態上の相違あり。「居住の自由」「外出の自由」

「自由廃業」の規定の「拒否する自由」の欠如。

	居住の自由	外出の自由	自由廃業	拒否する自由
公娼制度	なし	なかった。1933 年か らは認めるよう内務 省が指導。	法律上の規定はあった。し かし、実現することは極め て困難だった。	建前は自由意志という ことになっていたが、 拒否することは困難だ った。
軍「慰安婦」 制度	なし	なし	なし	拒否は殆ど不可能。

「売買春で借金を返すのは違法。しかし借金は返さなければいけない」という判決ばかり。やっと最高裁
で売買春で借金を返す契約は違法だから契約破棄だと判決が出た。

* 軍慰安所規程: 「外出の自由」認めず。資料6

公娼制との異同。

ともに性奴隷制

市民法下の公娼制 と 軍法下の軍「慰安婦」制度（むき出しの性奴隷制度）。

.(b) について。「慰安婦」制度を創設・管理・維持・拡大した主役は日本軍。

慰安所設置の軍命令（指示）など公文書の存在。

軍の決定による設置。軍用船・軍トラックでの「慰安婦」移送。建物の提供、軍による改築。慰安所規則の制定。利用日の設定。利用日の設定。軍による監督・統制。利用は軍人・軍属に限定。食料・衣服・日用品などの軍からの提供。軍医による定期的な性病検査などなど。

ある省が「省の職員の為に慰安所を作った」と。

軍の後方施設（兵站付属施設）設置の法的根拠。（永井和教授：参考文献）

資料7：陸達第48号「野戦酒保規程改正」1937/9/39

日本軍「慰安婦」制度はなぜつくられたか。設置の動悸からみる監督・統制の必要性。

* 「強姦防止」：失敗。

* 「性病蔓延防止」：失敗。新規感染者 42 = 11983. 43 = 12557. 44 = 12587.

* 「慰安の提供」。最大の動悸

* 「防諜」(スパイ防止)。民間の買春宿に行くのを禁止して軍慰安所 公安下の公娼と全く違うところ

軍は戦中の最大の官僚組織
法的根拠が必要。

.(c) について。

橋下市長は、「本人が不本意に感じている」「自分の意思で行ったけど不本意だった」ということと、「第三者から強制的にやらされた」ということは、別だとする。そして、後者は「暴行・脅迫を受けて連れて来られた」場合に限定しようとする。

強制とは、「本人の意思に反して行われた」行為という定義は当然の定義、しかも日本政府が自ら記した定義なので、変えさせないで、守らせること。

.(d) について。証言と文書・記録。証言の信憑性の問題。

* 自国の公文書主義のおかしさ：北朝鮮による拉致問題と皮殻。資料8

* 文書・記録と語りは書庫として重さが違うのか？

* 将校・兵士の語りと「慰安婦」の語り。「痛覚」の有無。資料9・資料10

裁判では文書だけで事実認定するには難しく、証言が必要。反対尋問し、それに耐えたものが証拠となる。歴史では反対尋問は資料批判に当たる。耐えたものが事実としてコウセイシ、歴史的事実になる。どちらが重いということにはならない。西川まさおさん(ドイツ史)「反証が不可能になれば事実になる」

・責任問題。

国家の責任。

兵士の責任。性の商品化。惨めな状況に追い込まれた兵士。愛の欠如と性。資料11

EU 議会の決議 2007/12/13。

あいまいさのない明確な認知と謝罪を行うこと。

賠償と行うための効果的な行政機構を整備すること。

裁判所が賠償命令を下すための障害を除去する法的措置を講ずること

事実を歪曲する言動に対して公式に否定すること。

史実を日本の現在と未来の世代に教育すること。

参考文献

吉見義明『従軍慰安婦』岩波新書、1995年。

同「南京事件前後における軍慰安所の設置と運営」(笠原十九司・吉田裕編『現代歴史学と南京事件』柏書房、2006年)。

同『日本軍「慰安婦」制度とは何か』(岩波ブックレット、2010年)。

永井和『日中戦争から世界戦争へ』思文閣出版、2007年(第5章・附論)。

韓国挺身隊問題対策協議会・挺身隊研究会編『証言??強制連行された朝鮮人慰安婦たち』明石書店、1993年。

添付資料

【資料1】 海軍第二五特別根拠地隊がアンボン島で地元の女性たちを強制連行・強制使役した。主計将校だった坂部康正氏の回想(海軍経理学校補修学生第十期文集刊行委員会編『滄溟』同会,p.312) 1945年3月以降のこと。

「M参謀は……アンボンに東西南北四つのクラブ(慰安所)を設け約一〇〇名の慰安婦を現地調達する案を出された。その案とは、マレー語で、「日本軍将兵と姦を通じたるものは厳罰に処する」という布告を各町村に張り出させ、密告を奨励し、その情報に基づいて現住民警察官を使って日本将兵とよい仲になっているものを探し出し、決められた建物に収容する。その中から美人で病気の無いものを慰安婦としてそれぞれのクラブで働かせるという計画で、我々の様に現住民婦女子と恋仲になっている者には大恐慌で、この慰安婦狩りの間は夜歩きも出来なかった。

日本の兵隊さんとチンタ(恋人)になるのは彼等も喜ぶが、不特定多数の兵隊さんと、強制収容された処で、いくら金や物がもらえるからと言って男をとらされるのは喜ぶ筈がない。クラブで泣き叫ぶインドネシアの若い女性の声を私も何度か聞いて暗い気持になったものだ。」

【資料2】 刑法第226条

「第二百二十六条 帝国外ニ移送スル目的ヲ以テ人ヲ略取又ハ誘拐シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ処ス 帝国外ニ移送スル目的ヲ以テ人ヲ売買シ又ハ被拐取者若シクハ被買者ヲ帝国外ニ移送シタル者亦同シ」

【資料3】 誘拐と人身売買による拘束：アメリカ戦時情報局心理作戦班「日本人捕虜尋問報告」第49号、1944/10/1。

「一九四二年五月初旬、日本の周旋業者たちが、日本軍によって新たに征服された東南アジア諸地域における「慰安役務」に就く朝鮮人女性を徴集するため、朝鮮に到着した。この「役務」の性格は明示されなかったが、それは、病院にいる負傷兵を見舞い、包帯を巻いてやり、そして一般的にいえば、将兵を喜ばせることにかかわる仕事であると考えられていた。これらの周旋業者が用いる誘いの言葉は、多額の金銭と、家族の負債を返済する好機、それに、楽な仕事と新天地??シンガポール??における新生活という将来性であった。このような偽りの説明を信じて、多くの女性が海外勤務に応募し、二、三百円の前渡し金を受け取った。」

【資料4】 誘拐・人身売買されたことが判明しても、軍は業者を逮捕せず、女性を解放しなかった。(長沢健一『漢口慰安所』図書出版社、1983年、pp.147-149)性病検査の場で。

「戦捷館の「二階回り」が見慣れぬ若い女の手を取って引ったてようとしている。若い女は尻を引っこめ、二つ折りになったような格好で後ずさりしている。女は私の姿を見ると、追いつめられた犬のようなおびえた顔をし、いっそう尻ごみした。

私は二階回りに手を離させ、カーテンの内側に誘って事情を聞いた。女は昨日午後、内地から来たばかりで、今日検査を受け、あしたから店に出すことになっているが、検査を受けないと駄々をこねて困っているという。

私は女を呼び入れさせた。赤茶けた髪、黒い顔、畑からそのまま連れてきたような女は、なまりの強い言葉で泣きじゃくりながら、私は慰安所というところで兵隊さんを慰めてあげるのだと聞いてきたのに、こんなところで、こんなことをさせられるとは知らなかった。帰りたい、帰らせてくれといい、またせき上げて泣く。二階回りはすっかり困りはてた様子である。(中略)

翌日、昨日の女が同じ二階回りと業者にとまなわれてやって来た。……昨日、あれから業者や二階回りに説得され、一つや二つ頬ぺたを張り飛ばされでもしたのであろう、一晩中泣いていたのか、眼はふさがりそうに腫れ上がっていた。

今日は覚悟してきたのか、おとなしく診察台に上がった。袖で顔をおおい、脚は緊張して固くなりぶるぶる震えていた。(中略)

〔その翌日〕女の泣き声が聞こえてくる。窓から外を見ると、隣りの戦捷館の洗浄場の窓から、昨日の女が身を乗り出して吐いていた。……せき上げては吐き、吐き止まると、子供のように声を張り上げて泣く。……重い借金を背負い、帰るに帰れぬ故郷は遠い。親、兄弟、身内、友達、救いを求める者はだれもいない。彼女のできることは、張りさけるような声で泣き叫ぶことだけであつたろう。間もなく朋輩の慰安婦が現れて、肩を抱くようにして連れ去った。〕

【資料5】 朝鮮人女性が誘拐されてビルマ・ラングーンの慰安所に。小俣行男『戦場と記者』冬樹社・1967年・pp.333-334。

(これは、1942年にだまされてラングーンの慰安所に連行された女性たちが、助言を得て、かろうじて憲兵隊に逃げ込んだという証言である。著者は読売新聞から派遣された従軍記者である。誘拐された女性たちが一時的に保護されたというのは例外的なケースである。ただし、保護されたのは女性たちの一部(未成年者)であり、保護され続けたかどうかはわからない。本来であれば、だました業者は誘拐犯なのだから逮捕し、被害にあった女性たちは全員朝鮮まで無事に送り帰さねばならないのだが、そのような措置はとられていない。成年の女性はそのまま慰安所に入れられている。)

「ある日「日本から女が来た」という知らせがあつた。連絡員が早速波止場へかけつけると、この朝到着した貨物船で、朝鮮の女が四、五十名上陸して宿舎に入っていた。まだ開業していないが、新聞記者たちには特別にサービスするから、「今夜来て貰いたい」という話だつた。

「善は急げだ！」

ということになって、私たちは四、五名で波止場ちかくにある彼女らの宿舎に乗りこんだ。

私の相手になつたのは二十三、四の女だつた。日本語はうまかつた。公(マ)学校(マ)で先生をしていたといつた。

「学校の先生がどうしてこんなところにやってきたのか」

ときくと、彼女は本当に口惜しそうにこういつた。

「私たちはだまされたのです。東京の軍需工場へ行くという話で募集がありました。私は東京へ行って見たかったので、応募しました。仁川沖に泊っていた舟(ママ)に乗りこんだところ、東京へ行かずに南へ南へとやってきて、着いたところはシンガポールでした。そこで、半分くらいがおろされて、私たちはビルマに連れて来られたのです。歩いて帰るわけにも行かず逃げることもできません。私たちはあきらめています。ただ可哀想なのは何も知らない娘たちです。十六、七の娘が八名います。この商売はいやだと泣いています。助ける方法はありませんか」

彼女たちのいうように逃亡できる状態ではない。助ける方法って何かあるだろうか。考えた末に、「これは憲兵隊に逃げ込んで訴えなさい」といつた。〔中略〕これらの少女たちがかけこめば、何か対策を講じてくれるかも知れない。或はその反対に処罰されるかも知れない。しかし、いまのビルマでは他に方法があるだろうか。

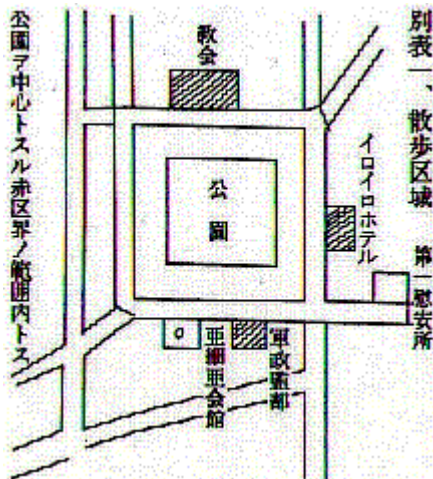
若い記者たちも同情した。結局この少女たちは憲兵隊に逃げ込んで救いを求めた。憲兵隊でも始末に困つたが、抱え主と話し合つて、八名の少女は将校クラブに勤務することになった。その後この少女たちはどうなつたろうか。〕

【資料6】 軍慰安所規定：「外出の自由」の否定。

* 独立攻城重砲兵第二大隊「常州駐屯間内務規定」1938年3月。

「第九章 / 第六十四 雑件 / 3 営業者ハ特ニ許シタル場所以外ニ外出スルヲ禁ス」

* 比島軍政監部ピサヤ支部イロイロ出張所「慰安所規定(第一慰安所、亜細亜会館)」1942年11月22日(ハ)



ナゲ島)。

「六、慰安所ヲ利用セントスル者ハ左記ノ事項ヲ厳守スヘシ

5、比島軍政監部ピサヤ支部イロイロ出張所長ノ許可ナクシテ慰安婦ノ連出シ堅ク禁ズ

七、慰安婦散歩ハ毎日午前八時ヨリ午前十時マデトシ、其ノ他ニアリテハ比島軍政監部ピサヤ支部イロイロ出張所長ノ許可ヲ受クベシ、尚散歩区域ハ別表一二依ル

【資料7】 軍の後方施設：陸達第48号「野戦酒保規程改正」1937年9月29日。

「第一条 野戦酒保ハ戦地又ハ事变地ニ於テ軍人軍属其ノ他特ニ従軍ヲ許サレタル者ニ必要ナル日用品飲食物等ヲ正確且廉価ニ販売スルヲ

目的トス 野戦酒保ニ於テ前項ノ外必要ナル慰安施設ヲナスコトヲ得」

【資料8】 北朝鮮による拉致被害者との比較：警察庁「元飲食店員拉致容疑事案(兵庫)について」2005年4月25日。

「【1】被害者

氏名：田中実

年齢：28歳(当時)

住所：兵庫県神戸市東灘区(当時)

職業：元飲食店員

【2】事案の概要

神戸市内の飲食店に出入りしていた被害者が、昭和53年6月、北朝鮮からの指示を受けた同店の店主である在日朝鮮人により、甘言により海外へ連れ出された後、北朝鮮に送り込まれたもの。

【3】拉致であるとの判断に至った理由

1、警察において、拉致容疑事案としているものは、そのいずれも、北朝鮮の国家的意思が推認される形で、本人の意思に反して北朝鮮に連れて行かれたものと考えている。

2、(前略)この度、複数の証人等から、同人が甘言に乗せられて北朝鮮へ送り込まれたことを強く示唆する供述証拠等を、新たに入手するに至ったものである。(以下略)」

【資料9】 軍「慰安婦」の立場を思いやる軍人には被害の実態が見えていた。地元の女性たちの性病検査をする山口時男軍医の日記 1940/8/11、中国湖北省(溝部一人編『独山二』私家版、1983年、p.58)

「さて、局部の内診となると、ますます恥ずかしくて、なかなか?子(クーツ)(ズボン)をぬがない。通訳と〔治安〕維持会長が怒鳴りつけてやっとぬがせる。寝台に仰臥位にして触診すると、夢中になって手をひっ掻く。見ると泣いている。部屋を出てからもしばらくは泣いていたそうである。

次の姑娘(クーニャン)も同様でこっちも泣きたいくらいである。みんなもこんな恥ずかしいことは初めての体験であろうし、なにしろ目的が目的なのだから、屈辱感を覚えるのは当然のことであろう。保長や維持会長たちから、村の治安のためと懇々と説得され、泣く泣くきたのであろうか?

なかには、お金を儲けることができると言われ、応募したものもいるかも知れないが、戦に敗れると惨めなものである。検診している自分も楽しくてやっているのではない。こういう仕事は自分には向かないし、人間性を蹂躪しているという意識が、念頭から離れない。」

【資料10】 元軍「慰安婦」の語り。李容洙ハルモニの証言を例として：参考文献、pp.132-133。

「一九四四年、私が満十六歳の秋のことです。その頃、私の父は倉に米をかついで運ぶ雑役夫の仕事をしていました。私とおない年の友だちの中に金プンスンという子がいましたが、その子の母親は飲み屋をしていました。

ある日私がその子の家に遊びに行くと、おばさんが「お前は履物ひとつ満足に履けなくてなんというざまだ。いいかい、お前もうちのプンスンと一緒にあのなんとかいうところに行くといいよ。そこに行けばなんでも

あるらしいから。ご飯もおなか一杯食べられるし、お前の家族の面倒もみてくれるって話だよ」と言いました。〔中略〕

〔そこで、プンスンに誘われて〕行ってみると川のほとりで見かけた日本人の男の人が立っていました。その男の人は四十歳ちょっと前ぐらいに見えました。国民服に戦闘帽をかぶっていました。その人は私に服の包みを渡しながらか、中にワンピースと革靴が入っているときました。包みをそうっと開けてみると、本当に赤いワンピースと革靴が入っていました。それをもらって、幼心にどんなに嬉しかったかわかりません。もう他のことは考えもしないで即座について行くことにしました。〕

【資料 11】 迫撃第 4 大隊のある兵士の 1938 年の日記について：参考文献、p.212。

「B の日記によれば、軍慰安所開設後の二月五日には、中隊に事故が多いため、酒・賭博が禁止され、徴発品が回収されている。三月五日には、曹長から枕絵（春画）はないかと質問され、憤慨している。二一日には、外出にあたって准尉から、「淫売」を買うな、大酒を飲むな、服装を正しく、徴発物品を売買するな、という注意を受けている。このような禁止と注意を繰り返さなければならないほど乱れた状況の中で、彼は欲望を煽られ、軍慰安所通いを続け、班内では「妣の話などをして夜を更かす」ようになり、そのような自分を「愚かな愚かな私」と自嘲するようになる。

このように、日本軍は、軍慰安所をつくり、兵士の性欲を肥大化させることによって、兵士たちを惨めな状況に追い込んでいったのである。」

2012年10月23日

大阪市長 橋下徹様

中央大学 吉見義明

今年8月24日のいわゆる囲み取材において、あなたは日本軍「慰安婦」問題に言及し、「吉見さんという方ですか、あの方が強制連行の事実というところまでは認められないという発言があったりとか」と述べていますが、これは明白な事実誤認であり、私の人格を否定し、名誉を棄損するものです。この発言を撤回し、謝罪することを要求します。

私は、1991年末から日本軍「慰安婦」問題の研究をはじめ、これまでに、『従軍慰安婦』（岩波書店・1995年）『「従軍慰安婦」をめぐる30のウソと真実』（共著・大月書店・1997年）『ここまでわかった! 日本軍「慰安婦」制度』（共著・かもがわ出版・2007年）『日本軍「慰安婦」制度とは何か』（岩波書店・2010年）などで、日本軍「慰安婦」制度は軍が作り、維持し、拡大していった性奴隷制度であり、被害者の女性たちは強制連行され、強制使役された、と述べています。発言される前にこれらの著作を見ていれば、上記の発言が誤りであることはすぐに分かったはずで

あなたは、軍・官憲が暴行・脅迫を用いて連行する場合（軍・官憲による略取の場合）以外は強制連行ではないとし、そのような連行はなかったと言っていますが、中国・東南アジアでは、このような連行は数多く確認されている、と私は述べています。たとえば、インドネシアで起きたスマラン事件をあなたは否認するのでしょうか。

次に、日本・朝鮮・台湾から女性たちを、略取・誘拐・人身売買により海外に連れて行くことは、当時においても犯罪でした（誘拐とは、ご承知のように、甘言を用いたり、騙したりして連れて行くことです）。誘拐や人身売買も強制連行である、と私は述べています。実際に誘拐や人身売買を行った者が業者であったとしても、軍・官憲がこれら業者を選定して女性たちを集めさせたのであり、また、誘拐や人身売買であることが判明しても、軍は業者を逮捕せず、女性たちを解放しなかったから、軍には重い責任がある、と私は述べています。

また、「慰安婦」制度は、女性たちの居住の自由、外出の自由、廃業の自由（自由廃業）拒否する自由がない軍の性奴隷制度であり、どのように連れて来られたにせよ、女性たちは強制的に使役された、と私は述べています。

以上のような私の見解を検討せずに、私が「強制連行の事実というところまでは認められない」といったと述べるのは、明白な事実誤認であるといわざるをえず、強く抗議するとともに、発言の撤回と謝罪を要求する次第です。